

令和元年

第4回東栄町議会定例会 会議録

(第3日)

令和元年12月17日(火)

令和元年第4回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和元年12月17日(火) 開議 午前10時00分
閉会 午前11時39分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (10名)

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	総務課長	内藤敏行
税務会計課長	前地忠和	参事兼振興課長	丹羽貴裕
地域支援課長	加藤文一	医療センター事務長	伊藤知幸
住民福祉課長	伊藤太	経済課長	夏目明剛
事業課長	伊藤久司	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸 書記 竹内佑樹

出席議員の報告

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 議案第 8 2 号 令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 3 議案第 8 3 号 令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 4 議案第 8 4 号 令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 5 議案第 8 5 号 令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 6 議案第 8 6 号 令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 7 議案第 8 7 号 令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 8 議案第 8 8 号 東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 8 9 号 東栄町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 9 0 号 東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 9 1 号 令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 1 2 議案第 9 2 号 令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 1 3 議案第 9 3 号 令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 4 議案第 9 4 号 令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 5 議案第 9 5 号 令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 6 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会

議長（原田安生君）

ただいまの出席議員数は「8名」でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただいまから『令和元年第4回東栄町議会定例会』を開会し、ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめご配布しましたとおりでございます。

追加上程

議長（原田安生君）

本日、議案が追加提案されましたので、お諮りいたします。日程第7の次に、日程第8、議案第88号『東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について』、日程第9、議案第89号『東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について』、日程第10、議案第90号『東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について』、日程第11、議案第91号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第6号）について』、日程第12、議案第92号『令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について』、日程第13、議案第93号『令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について』、日程第14、議案第94号『令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について』、日程第15、議案第95号『令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第3号）について』、日程第16『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』以上の9案件が、追加提案されましたので、これを上程したいと思いますが、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、日程第8から日程第16までの9案件を追加することに決定いたしました。

委員長報告

議長（原田安生君）

日程第1、委員長報告を行います。去る12月6日の本会議において、各委員会に付託しました案件に対する審査結果を、各委員長に報告を求めたいと思います。

はじめに『総務経済委員長』の報告をお願いします。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

総務経済委員会の審査結果を、会議規則第 39 条の規定により報告いたします。本委員会では、議案第 82 号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 5 号）について（関係分）』と、議案第 85 号『令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について』、議案第 86 号『令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について』計 3 議案が付託されました。

12 月 12 日の委員会審査の結果、議案第 82 号は、討論・採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 85 号と議案第 86 号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本委員会は、議員全員で構成され、執行部側も全員が出席しておりますので、質疑の詳細は省略させていただきます。また、案件審査終了後に、その他として「定住促進空き家活用住宅」などの報告を受けました。

以上で、総務経済委員会の委員長報告を終わります。

議長（原田安生君）

総務経済委員長の報告が終わりました。続いて、この報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。

次に、『文教福祉委員長』の報告をお願いします。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

文教福祉委員会の審査結果を、会議規則第 39 条の規定により報告いたします。本委員会には、議案第 82 号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 5 号）について（関係分）』、議案第 83 号『令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について』、議案第 84 号『令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について』、議案第 87 号『令和元年度東栄医療センター徳悦会計補正予算（第 2 号）について』の計 4 議案が付託されました。12 月 12 日の委員会審査の結果、いずれの議案も全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。なお、本委員会は議員全員で構成され、全委員が出席しておりますので、主な議案の質疑項目のみ報告させていただきます。

議案第 82 号については、歳出で「保育園費の臨時職員賃金」「環境衛生費の河川水質検査委託」「保健衛生総務費の東栄医療センター特別会計繰出金」「教育振興費の特別支援教育支援員の賃金」「教育委員会費の修繕料」「教育振興費の教材備品費に関する寄付の活用及びその取扱い」などの質疑がありました。歳入では「前年度繰越金」について質疑がありました。また、議案第 83 号は「保険給付費」について、議案第 87 号は「医療用機械器具費の修繕費」について質疑がありました。

議案審査の後「その他」の事項として、先の文教福祉委員会協議会での「医療センター

のスタッフ体制」についての質問に対して、資料をもとに医療センターから説明がありました。委員から「スタッフの見込み数」「正規職員・臨時職員のバランスと代替施設」「資料提出のあり方」「地方交付税の算入などの関係」などについての質問がありました。

全体の議論を踏まえ、医療センター・保健福祉センターなどの事業計画さらに財政計画・財政シミュレーションなどとの関係を、今後議会及び委員会としてのどのように論議を進めていくかについて、議長・両委員長で検討していくこと、その内容を議会に提案していくことを確認いたしました。

以上で、文教福祉委員会の審査報告を終わります。

議長（原田安生君）

文教福祉委員長の報告が終わりました。続いて、この報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

質疑を打ち切ります。

以上で、各委員会の委員長報告を終了します。

議案第 82 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 2、議案第 82 号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 5 号）について』の件を議題といたします。議案第 82 号の質疑に入ります。補正予算説明書の歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

1 点だけお聞きします。今回予算に計上されている西菌目川の水質調査の費用についてですが、結果の公表が必要であると考えますが、町は公表するのかどうかその点をお伺いします。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

公表も含めて、そのあたり検討していきたいと思います。

議長（原田安生君）

他ありませんか。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

7番（伊藤紋次君）

議案第82号の一般会計補正予算につきましてお伺いしたいと思います。議会の初日に東栄病院事業特別会計の収支清算額の歳入の繰入金への計上と、歳出の財政調整基金への積立てへの趣旨説明がありました。また、先日の文教福祉委員会につきましても、病院事業特別会計収支清算書の経過ですとか経緯についての報告がありましたが、再度詳細につきましての明快な説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（伊藤知幸君）

東栄病院事業特別会計につきましては、平成18年度末の段階で2億6,295万5千円の現金預金、内部留保資金がございました。19年度から29年度までせせらぎ会に運営を指定管理者制度で委託してまいりましたので、入院収益や外来収益、病院の経費などの経理はせせらぎ会会計で決算されており、最終的に残った清算金は30年度中に町の一般会計へご寄付をいただきました。東栄病院事業会計では、平成18年度末にあった累積欠損金4億7,178万2千円の解消と、毎年度の赤字決算・赤字予算を組まないことを目標に、一般会計から毎年1億円を繰入金として病院会計へ入れることをルール化して繰り入れてまいりました。公営企業会計では、収支の均衡を図るため、減価償却をはじめとする現金支出を伴わない費用がございまして、その費用分が毎年留保され現金預金に上乗せし経理されていくことで、増加をしたものでございます。以上でございます。

議長（原田安生君）

いいですか。

（「議長、2番」の声あり）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

今の説明はどれも分かりが悪いんですよ。この間委員会の時に出していただきましたよね、この資料。清算書という資料を出していただいた。これを見ると、インフルエンザの負担金だとか人間ドックだとかタミフルの投与の代金だとか、収入として入っているというふうに書かれているんですよ。要は簡単に言うと、これは会計年度末の時のいわゆる未収金ですよ。これは委員会の時だったと思うんですが、いわゆる診療費を基金として財調に積み立てるといふのはおかしいというような発言があったんですが、これは決して診

療費を財調に積み立てるわけではなくて、病院を経営していたときの、いわゆる一般財源を投入して赤字を補てんしてきたわけですね。そのときのあまりのお金が今度財調に残るわけであって、決してこの診療した報酬が、ここに書いてあるこれを見ると勘違いしちゃうんですよ。タミフルだとか自賠責の診療報酬だとか保育園の内科の診療代いくらと書いてある。要は、これは言ってみれば病院を営んでいる時に赤字補てんをしていって、簡単に言えば分かりやすく言うと立て替えた。病院のための一般会計に立て替えておいて、お金が入ってくるべきものが後から未収金でここに書いて出したという理解でいいですよ、ということを確認しておきたかったです。そういう考え方でよろしいでしょうか。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

医療センター事務長。

医療センター事務長（伊藤知幸君）

未収金・未払金というのはありますので、結局決算をした後に未収・未払の整理がされるということです。その部分が収支されて最終的な清算になっていくということで、繰入金で立て替えたという分も確かにそのとおりと言いますかそういうことになると思います。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

もう1回聞きます。どうもはっきりしない。要は、未収金・未払金をここに上げたということで、それでマルなのかバツなのか教えてください。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（伊藤知幸君）

おっしゃるとおりです。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4 番（浅尾もと子君）

今の議論についてお尋ねしたいと思います。10億8,800万円は赤字補てんであるという
ような趣旨のお話だったと思うんですけれども、10億8,800万円の中に入院や外来の収益
は含まれないのか、その点をお伺いいたします。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

医療センター事務長。

医療センター事務長（伊藤知幸君）

これは留保資金ということで、繰り入れてきたお金がそれだけ貯まったということ
なので、経理をして残ったと言いますか、支払いをして最終的に留保資金として残ったお
金が貯まってきたということなんです。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

先ほど事務長が回答させていただきましたし、この間も資料を出させていただきました
が、平成19年から29年の11年間については、せせらぎ会が運営してまいりましたので、
そういった要は運営費用についてはそちらでやって、最後の方の年は赤字補てんをして
おりました。それともう1つ、国保東栄病院会計というのがあって、実質そこではお
金は動かないわけなんですけれども、そちらの方ですが、経理上累積赤字というものを
持っておりましたので、それを埋めるために毎年お金を入れてきた。そのうえで最終
的に現金が残ったということですので、そのお金については診療報酬とかそういった
ものを貯めたお金ではございません。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番

4 番（浅尾もと子君）

もう一度最後に確認します。10億8,800万円のうち診療報酬は1円も含まれない
ということよろしいでしょうか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

先ほど申しましたように、赤字補てんをしてきた中でありますので、診療報酬のところは赤字でありますので、その分が残るということはないと思います。ですから、ないということと回答させていただきます。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

要は理解ができないんですよ。理解ができていない。だからこんな資料を出しちゃまずいんですよ。これは違うんですよ、こういう分かりの悪い資料は。ということだけ指摘させていただいて、今後気をつけていただきたい。この資料はあまりにも分かりが悪すぎる。病院の企業会計と特別会計、そしてこの時はせせらぎ会のことは別の会計もあったわけですので、それがごっちゃになっていて訳が分からなくなる。今後こういうものを出すときには、しっかりと精査したうえで資料を提出していただきたいということをお願いしておきます。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今までの議論のところに続いてですけども、この資料と加えてさっき今副町長から説明があった、いわゆる東栄病院の特会でそれはずっと続いていて、途中で公設公営から公設民営になって11年間せせらぎ会の方に、まさに病院診療の方の実態は移った。しかし町の方にはこの特会は残ったまま、特会からいわゆるせせらぎ会の方への交付とか補てんを行ってきた。11年経って、またせせらぎ会が今度はなくなる、実際は解散していく中で、もういっぺんこの残っている特会の方へ公設公営として病院が移ったというこういう関係図ですから、このベースの資料がないと、先ほど森田議員からもありましたように、この読み取りが難しいかなと。その辺は少し、もしこの場とは言いませんけど、早めに補足資料を出さないとこの関係性が分かりにくいかと思っておりますので、それはちょっとお願いしたいと思いますよろしいでしょうか。

議長（原田安生君）

要望ですが、どなたか。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

これにつきましては、議会中も説明させていただいておりますが、なかなかその仕組みが理解できないということであろうかと思っておりますので、もう少しまたすぐにというわけにはいきませんが、また改めて分かりやすい資料を一回検討させていただきたいと思っております。

議長（原田安生君）

その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

次に、歳入全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、無いようですので、以上で質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。反対ですか。

（「反対です」の声あり）

4番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。反対の立場で討論いたします。反対の理由は主に2点です。1点目は、東栄病院会計の清算金10億8,800万円全額を一般会計の財政調整基金に充てたことです。12日の文教福祉委員会でこの清算金の性格について、森田議員から「一般会計から積み立ててきた町民の血税である」との指摘がありました。本日の答弁でも、赤字財政の補てんであるという答弁だったと私は理解します。しかし、いずれにしてもこの10億8,800万円は、東栄病院の運営のために使われたお金です。病院の存続、町の医療を守り充実させるために投じられたお金であります。その点で私は、この町の医療のために投じた町民の血税について用途を限定しない、通称何にでも使える財政調整基金ではなく、医療センター特別会計もしくは病院施設整備費積立基金に積み立てる、あるいは北設の医療を守る基金を新設して積立て、医師・看護師等医療スタッフの確保に充てることが本来の目的にかなうと考え、反対いたします。

2点目は、横見の第2処理場の新設について、住民説明会が議案可決後に行われるという町の立場に納得できないからです。町執行部の答弁によれば、既設の横見処理場について町民から残土運搬車両による騒音・ほこりなどの苦情が寄せられ、また一時的とはいえどもコンクリートの処理後、水質調査で基準値を超えた例があったことも明らかになりました。そして新たな処理場建設についての住民への説明は、議案の可決後に行うとのことでした。私は町民から既設の横見処理場の設置が、大千瀬川の鮎の不漁に繋がっているのではないかという声を聞きました。微量であっても残土の蓄積による地下土壌への浸潤が河川に悪影響を与えているのではという不安の声でした。私は、町が実際に町民生活に及ぼす車両の騒音やほこりなどの事例、水質汚染の可能性などを把握している以上、新たな

建設にあたっては事前に十分な調査と再発防止策の検討を行うとともに、住民説明会で丁寧な説明を行い、地域住民の理解を得ることが不可欠だと考えます。よって現時点での議案の採決には反対いたします。

本議案はこの他に、町の職員の時間外勤務手当や西菌目川の水質調査の費用など、町政の運営に不可欠な予算、町民の要求に応える予算が含まれています。私は、その点は賛成・評価いたします。しかし、先に述べた2点から全体として反対することにいたします。以上です。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、2番」の声あり）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

ただいまの反対討論の中で主には2点ということでした。1つは基金がいわゆる一般の財政調整基金に含まれるので反対するということでしたが、これは病院を運営するために積み立ててきたというお金だと言っていますが、これは少し違うんですよね、意味合いが。病院というのは特別会計、いわゆる企業会計でやってきたわけですので、企業会計というのは一般の公共が持つものと大きな違いというのは、減価償却費というのが無いわけです。東栄病院時代の企業会計でやってきたときには、病院は長い間赤字と言われ続けてきましたが、実は診療報酬ではある程度黒字になったり、ギリギリだったりということ、あまり赤字ではなかった。ところが全体の会計でいくと赤字だった。どこに原因があるかというと、そこには減価償却費が含まれておったわけです。その減価償却費の分が赤字で、実質的な赤字にはあまりなっていなかったということがもともとの東栄病院の会計です。その実質的な赤字、いわゆる減価償却費をずっと積み立ててきた経緯があります。要は、減価償却費を積み立てるということは、使うところがないわけですので、病院経営そのものは赤字に見えても現金は毎年毎年積立して残っていくわけです。病院がせせらぎ会という民間の会社に委託したときには、将来の病院のこと、病院の建設だとかそういったことも含めて、あるいは病院を古くなってきていますので解体もしなくてはいけない、片づけないといけない。そういった費用のことも含めて、せせらぎ会に委託をしても病院会計そのものは残して、従来あった経営の減価償却費に見合うもの以上にお金を積み立ててきたわけですね。要は、そのお金が町民の血税であったわけですね。その血税を積み立ててきて、今回東栄病院の特別会計から診療所の特別会計に、企業会計から一般会計に戻ることになりますので、そのところで積み立ててきたお金が出たわけですので、それを町民の血税であるお金が余って出たわけですので、基金を新たに作って病院を作るというのはあまりにもおかしい。もともとは町民のみなさんの血税ですので、それを一般会計の財調に積み立てて、そこでもう一度新たな診療施設を考えるということですので、そこで新たに町民のお金を考え直すということは当たり前の事であって、基金をやたらに新しいものを作るというのは、実際の手法としてはやるべきことではないということ、まずそれは違うんじゃないかということ。

もう1つは、横見の残土処理場の建設のことについて。もちろんダンプカーがたくさん走れば、あるいは工事をやればごく一部の人には、ほこりがたつとか騒音がやかましいとか言われる方もあるでしょう。ところが、東栄町全般を見れば、道路ができることによって医療や教育、日常の買い物。これによって非常に恩恵を受けるわけです。その方々の方がはるかに多い。まさに東栄町はこれからも、日本全体もそうなのですが、特に東栄町は高齢化していくわけですので、道路による利便性の向上というのは計り知れない大きな効果があります。そこで、ごく一部の方々が騒音だとか水質だとかほこりだとかということで反対をされるということですが、決して説明をしなくていいということではありませんが、ある程度この議会で方向・方針を定めてから、住民に対して説明をするのが順当なやり方であると考え、私はこの案に賛成します。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより議案第 82 号の件を「挙手」により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、「挙手」をお願いいたします。

<挙手 賛成者 6 名>

議長（原田安生君）

はい、手をおろしてください。挙手多数であります。

よって、議案第 82 号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 5 号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 83 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 3、議案第 83 号『令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について』の件を議題といたします。

議案第 83 号の質疑に入ります。補正予算説明書の「歳入」「歳出」全般について、質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 83 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 83 号『令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第 84 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 4、議案第 84 号『令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について』の件を議題といたします。

議案第 84 号の質疑に入ります。補正予算説明書の「歳入」「歳出」全般について、質疑をお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 84 号の件を採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 84 号『令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第 85 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 85 号『令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について』

の件を議題といたします。

議案第 85 号の質疑に入ります。補正予算説明書の「歳入」「歳出」全般について、質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより議案第 85 号の件を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 85 号『令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 86 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 6、議案第 86 号『令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について』の件を議題といたします。

議案第 86 号の質疑に入ります。補正予算説明書の「歳入」「歳出」全般について、質疑をお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 86 号の件を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 86 号『令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 87 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 7、議案第 87 号『令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 2 号）について』の件を議題といたします。

議案第 87 号の質疑に入ります。補正予算説明書の「歳入」「歳出」全般について質疑をお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 87 号の件を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 87 号『令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 2 号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 88～90 号 -----

議長（原田安生君）

これより、本日上程されました議案の審議に入ります。

ここでお諮りいたします。日程第 8、議案第 88 号『東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について』、日程第 9、議案第 89 号『東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について』、日程第 10、議案第 90 号『東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について』以上 3 案件を一括議題として、質疑は議題ごとに行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 88 号から議案第 90 号までを一括議題といたします。3 案件に対する執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

それでは失礼します。議案第 88 号から 90 号まで一括の上程をさせていただきます。最初に議案第 88 号 東栄町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年 12 月 17 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。それでは、ここから 14 枚めくっていただきたいと思えます。新旧対照表でございます。42 分の 1 というページです。東栄町職員の給与に関する条例（昭和 36 年 2 月 25 日東栄町条例第 4 号）新旧対照表（第 1 条関係）でございます。右に改正前、左に改正後とあります。はじめに勤勉手当でございますが、条例の第 21 条では、字句の改正と 12 月の勤勉手当を現行の 100 分の 92.5 から 100 分の 97.5 へ引き上げる改正及び給料表を行政職 1 表、2 表、医療職 1、2、3 表全てを改正いたします。給料表につきましては、若手職員に重点を置いた改正となっており、中堅層から管理職につきましては、今回の給料月額改正はございません。今回勤勉手当を 6 月・12 月で 100 分の 2.5 をそれぞれ引き上げる勧告内容でございますが、6 月は支給済みでございまして、12 月も支給をしたんですが、12 月の支給分を 100 分の 5 引き上げることによりまして、100 分の 97.5 として調整いたします。

次に、ここから 21 枚めくっていただきたいと思えます。ずっと給料表が出ておりますので、後ほどお目どおしをいただきたいと思えます。最後のページになります。東栄町職員の給与に関する条例（昭和 36 年 2 月 25 日東栄町条例第 4 号）新旧対照表（第 2 条関係）でございます。ここでは、住居手当の勧告の中に入っておりますので、その新旧対照表でございます。まず、アンダーラインのついているところが改正でございますので、この内容を説明させていただきます。第 14 条第 1 項では、住居手当の支給対象を規定しております。現在、自ら居住する住宅を借り月額 1 万 2,000 円を超える家賃を支払っている職員、または単身赴任手当が支給されている職員で配偶者が居住するための住宅を借り月額 1 万 2,000 円を超える家賃を払っている職員であります。改正後は、自ら居住する住宅を借りている職員は、今度は月額 1 万 6,000 円を超える家賃を支払っている職員、または単身赴任手当が支給されている職員で配偶者が居住するための住宅を借り月額 1 万 6,000 円を超える家賃を支払っている職員が対象となってきます。

次に第 2 項ですが、今度は住居手当額についての規定でございます。現在、家賃が 2 万 3,000 円以下の場合、家賃額から 1 万 5,000 円を控除した額が手当額となっております。家賃が 2 万 3,000 円を超える場合は、家賃額から 2 万 3,000 円を控除した額の 2 分の 1 に 1 万 1,000 千円を加算した額となります。ただし、家賃額から 2 万 3,000 円を控除した額の 2 分の 1 が 1 万 6,000 円を超えるときは 1 万 6,000 円とし、1 万 1,000 円を加算した額が手当額となってまいります。この他、単身赴任手当を支給されている職員については、

先ほど申し上げた額の2分の1が支給されます。改正後につきましては、家賃が2万7,000円以下の場合、家賃額から1万6,000円を控除した額が手当額となり、家賃が2万7,000円を超える場合につきましては、家賃額から2万7,000円を控除した額の2分の1に1万1,000円を加算した額。ただし、家賃額から2万7,000円を控除した額の2分の1が1万7,000円を超える場合には、1万7,000円としてこれに1万1,000円を加算した額が手当額となります。単身赴任手当を支給されている職員については、同じく手当額の2分の1が支給されます。

この裏になります。勤奨手当でございます。第21条は、この一部を改正する条例第1条において引き上げた勤奨手当の率100分の5を、令和2年度からは6月・12月の勤奨手当を改正前の勤奨手当の支給額をそれぞれ100分の2.5ずつ均等に引き上げる規定でございます。

続きまして、最初のページから13枚めくっていただきまして附則でございます。27分の26ページです。よろしいですかね。それでは、附則について説明させていただきます。真ん中から下になります。施行期日等でございますが、第1項、2項につきましては、条例の施行日あるいは適用日を規定しております。第1条は、令和2年1月1日から施行し、改正後の条例は平成31年4月1日から適用します。給料表の改正及び勤奨手当の改正を行います。第2条につきましては、附則第4項及び第5項に係る勤奨手当・住居手当の改正を令和2年4月1日から施行する旨の規定でございます。3項でございますが、給与の内払いということであり。既に今年4月から改正前の給料表に基づき支給をされている給与及び今月10日に支給した勤奨手当は、改正後の条例により内払いとする規定でございます。続きまして、住居手当に関する経過措置、第4項になります。第4項は、第2条の規定により住居手当を改正するにあたり、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間、経過措置を行う旨の規定であります。改正前の条例により、2,000円以上の住居手当の受給をしており、令和2年3月31日から引き続き同じ住宅を借り受けている者のうち、改正後の条例で時給の対象とならないもの、具体的には家賃が1万6,000円以下のものであります。または、改正後の住居手当の額が改正前の住居手当の額より減額となり、かつその減額となった額が2,000円を超えるものにつきましては、住宅手当の額を1年間に限り、改正前の手当から2,000円を減じた額を手当額とする措置を規定しております。5項6項につきましては、この条例の改正に伴い、必要な事項を規則へ委任する規定でございます。

提案理由、この案を提出するのは、令和元年人事院勧告で準拠した措置を講ずるため、所要の改正をする必要があるからである。以上で、88号の説明は終わらせていただきます。

続きまして、議案第89号をお願いします。これは、東栄町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。東栄町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年12月17日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。1枚めくっていただきたいと思っております。新旧対照表です。東栄町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和37年3月13日東栄町条例第3号）新旧対照表（第1条関係）であります。ここでは、期末手当の新旧でございます。今回期末手当を基本的に人事院勧告で100分の170に改正する勧告でありますので、6月は既に支給済み、12月

も支給しておるわけですが、12月に支給した期末手当の支給率を100分の167.5から100分の172.5として100分の5の引き上げの調整を行います。

つきましてその裏でございますが、1枚めくっていただき第2条関係であります。これも同じく期末手当であります。第2条でございますが、令和2年4月1日施行となる支給割合の改正でございます。第1条で引き上げた支給割合100分の172.5を令和2年4月1日からは100分の170とするための改正であります。

最初のページにお戻りください。附則であります。真ん中より下のところに不足がありますが、最初に施行期日等ということで、1項、2項につきましては、この条例の施行日及び適用日を規定しております。1条は令和2年1月1日から施行し、改正後の条例は令和元年12月1日から適用して、第2条につきましては、令和2年4月1日から施行します。続きまして、期末手当の内払いでございます。3項です。第3項では、既に今月10日に支給した期末手当は、改正後の条例による内払いとする規定であります。

その裏でございますが、提案理由。令和元年人事院勧告に準拠した措置を講ずるため、所要の改正をする必要があるからである。以上が89号でございます。

続きまして、議案第90号でございます。東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年12月17日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。同じく1枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。期末手当関連でございます。第1条関係でございますが、議案第89号の特別職の職員の改正と同様でございます。12月に支給する期末手当の支給率を100分の167.5から100分の172.5に引き上げる規定でございます。1枚めくっていただきまして、2条関係でございます。同じく期末手当でございますが、この2条では令和2年4月1日から施行となる支給割合の改正でございます。同じく第1条で引き上げた支給割合100分の172.5を令和2年4月1日から100分の170とするための改正でございます。

最初のページに戻っていただきたいと思えます。真ん中より下であります。附則です。施行期日、第1項、2項はこの条例の施行日と適用日を規定しております。第1条は公布の日から施行し、改正後の条例は令和元年12月1日から適用します。第2条は令和2年4月1日から施行することになります。

提案理由、この案を提出するのは令和元年人事院勧告に準拠した措置を講ずるため、所要の改正をする必要があるからである。以上です。

議長（原田安生君）

各議案に対する説明が終わりました。

これより、各議案の質疑に入ります。はじめに、議案第88号『東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について』の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4 番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。職員の給与の改正についてですが、家賃手当が一部引き下げになるものと理解しました。この改正によって、収入が減るといふ職員がいるかどうか確認したいと思います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

住居手当の今回の勧告でございますが、家賃を多く払っている方には大変有利になりますが、少ない家賃を払っている者につきましては、やはり減るものがございますし、全く支給できない職員も出てきます。以上です。

議長（原田安生君）

他ありますか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

もう 1 件お尋ねいたします。今回の人事院勧告に伴う給与の改正ということなんですけれども、人事院勧告が出たということで必ず引き上げなくてはならない、必ず引き下げなければならぬというような性質ではないのではないかと私は理解しているのですけれども、その点と、そして引き下げを町独自に行わないということも可能ではないかと思っておりますので、その点ご検討いただければと思うんですけれどもお考えをお伺いします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

議員おっしゃるとおり、あくまで勧告でございます。町村によりましては、改正を行わない市町村もごくわずかだと思っておりますかと思っておりますので、必ず引き上げなければならぬというものではございません。以上です。

議長（原田安生君）

他ありますか。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

今回に伴う全体財政上の額について1点と、それからいわゆる職員給与については、県下の中の自治体の中でも東栄町の給与体系はなかなか厳しい状況にある。当然他の自治体でもこれに基づいて調整していくとなると、その給与の水準というのは引き続き変わらないという理解でよろしいですか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

質問の内容が理解できないところがございますが、影響率ですかね。給与改定率が0.25%で影響率につきましては0.503%となっております。先ほど言いましたとおり、給料表は若手職員の給料表が2,000円とか1,500円上がってまいります。それと中堅から幹部になりますと、給料表が上がるということはございませんので、全体で見ると影響が少ないように思いますが、差額でございますが、人勧後と人勧前の差ですが、共済費まで含めると退職手当、地域手当、期末・勤勉手当、給与、この差額は337万1,853円。このような試算でございます。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第88号の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第88号『東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

約1時間経ちましたので、5分まで休憩といたします。

<休憩 10:57～11:05>

議長（原田安生君）

次に、議案第 89 号『東栄町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について』の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

本議案の対象となる特別職ごとの現在の給与の月額と年額及び本議案で増額される給与額をお伺いします。年額については、現在の給与の月額をもとにした支払い見込み額をお示しいただければ幸いです。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

詳しく資料は用意しておりませんが、給料の月額でよろしいですかね。町長が63万6,000円かける12が年間分になります。副町長につきましては、54万5,000円。教育長につきましては48万円が月額でございます。以上よろしいですかね。これに12をかけていただければ年間の給料となっております。以上です。給与の月額に関しましては、人事院は関係ありませんので、特別職に関しましては期末手当の変動のみとなりますので、給料月額の変動はありません。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

すみません、私の聞き方が間違っておりました。増額となる一時金、期末手当ですかね。期末手当の額を教えてくださいと思います。併せて、現在の期末手当の金額もお願いします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

期末手当の差額と言いますか影響額でございますが、町長につきましては4万6,110円、副町長につきましては3万9,513円、教育長につきましては3万4,800円の差額が出てまいります。あと賞与の月額でよろしいですか。町長であります、12月支給であります

154万4,685円、副町長が132万3,668円、教育長さんにつきましては116万5,800円となっております。これが12月支給分であります。よろしいですか。

議長（原田安生君）

他ありますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

特に無いようですので、以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。反対ですか。

（「はい、反対です」の声あり）

4番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。反対討論を行います。報道のとおり12月3日、愛知県腎臓病協議会・新城地域腎友会・透析患者・町民11名が村上町長に東栄医療センターの人工透析室の継続に関する陳情書の署名を提出しました。署名の総数5,047筆のうち町民1,069筆は、東栄町の人口の3分の1を超えています。しかし、町長はこの陳情に応える答弁ができませんでした。突然の人工透析中止の決定は、町が示した基本構想・基本計画によって透析が守られると信じた多くの町民の期待を裏切る結果であります。このままでは、透析患者の皆様は来年4月から病診をして、片道1時間近い道のりを行き来することになります。毎週3回もです。今議会の中で村上町長は、透析患者の皆さんに対し「力不足をお詫びする」旨の答弁を行いました。また1年近く中設楽・御殿の悪臭問題に関して悪臭防止法で定められた臭気数を上回る数値を非開示にしていたことも問題です。「町長は中部タンパクとの信頼関係もある」旨の答弁をしましたが、町長がもっとも大切にしないではないのは「町民の生活」「町民との信頼関係」ではないでしょうか。今年4月の東栄病院の廃止、時間外・救急の受け入れ中止、今後の入院ベッドの全廃、透析中止など、町民の命と暮らしを守る医療が村上町政のもとで次々破壊されています。基本構想・基本計画の柱である訪問看護ステーションもどうなるのか分かりません。私は、人事院勧告が出たからといって直ちに給与を引き上げる必要はないと考えます。多くの患者、町民が抱える不安と苦痛の責任は町執行部と町議会にあると考えます。よって私は、町長ならびに副町長の期末手当を引き上げる本議案に反対いたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、3番」の声あり）

はい、3番。

3番（山本典式君）

賛成討論をします。今回の給与改正は人事院の勧告を受けての改正であり、特別職についてはもとの報酬額を改正するのではなく、期末手当の額を改正するものであるため賛成いたします。

議長（原田安生君）

他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより、議案第 89 号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<賛成者 6名>

議長（原田安生君）

はい、手をおろしてください。挙手多数であります。よって議案第 89 号『東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

議長（原田安生君）

次に、議案第 90 号『東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について』の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

お尋ねします。本議案によって、役職ごとの議員に対する報酬・期末手当はそれぞれいくら増額されるか伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

まず、議員さん 8 名分で増加分ではありますが、全体で 11 万 5,275 円です。それぞれ議長さん月額 28 万、副議長さん 20 万、常任委員長さんが 19 万、議員さんが 18 万ですが、この数字にまず 100 分の 45 を乗じて得た額、これに 100 分の 170 を掛けますとお一人あたりの期末手当の額が出ますが、役職ごとの方は用意しておりませんので、全体で 11 万 5,275 円の増額ということになります。よろしく申し上げます。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

1つ分りにくいところがあるんですけど、1条と2条の関係ですが、これは全く同じ文章が書いてあって数字が違うだけなんですけど、これは施行日が1条の方が12月1日、また2条の方に行くと今度は下がるんですけど、上げといて下げると、来年の4月になったら。そういうことでよろしいですか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

結果的に率が下がります。まず1条の方ですが、これは今年度分と言いますか令和元年度分についてでございます。100分の170というのが基本になりますので、現行ですと100分の167.5。これが改正後になると100分の172.5。100分の5の上乗せになります。これは、6月と12月分0.25ずつかける2ということで、一旦ここで引き上げを行いまして、2条につきましては、これが附則のところでもありますが、施行日が違うということで、100分の170にするには1条で上げました100分の172.5を100分の170に、100分の2.5下げるといふ措置が必要となります。以上です。

議長（原田安生君）

よろしいですか、1番。

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

4番。反対ですか。

（「反対です」の声あり）

4番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。反対討論をいたします。主な理由は、89号議案の反対討論で述べたとおりですが、付け加えて私たち議員の役割は、町政を監視し町民に広く情報を伝え、何よりも町民の命と暮らしを守る盾であるべきだと考えます。町民の求める結果

を出すことができなかつた事実を鑑み、町長・副町長と同じく報酬の増額を受けるべき立場ではないと考えます。そして今、町民の暮らしは大変厳しいと感じます。消費税の増税や国保料の値上げ、更には安倍政権の7年間で年金は実質6.1%も減ったと報道されています。こうした町民の窮状の中で、議員の報酬や町長・副町長の給与の増額は町民の理解を得られないと考えまして、本議案に反対いたします。

議長（原田安生君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

7番（伊藤紋次君）

議案第90号の議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきまして、この件につきましては我が身に関わることでございますので、東栄町の現状と将来のことをいろいろ考えた場合、思いは非常に複雑ではございますが賛成の立場から討論を行いたいと思います。そもそも人事委員会給与勧告制度は、公務員の地位の特殊性と職務の公共性、このようなものを勘案して、また労働基本権の制約の代償措置てきな要素があります。従いまして、人勧を準用することは適当であると思っております。また東栄町は、職員報酬も他に比べて高くもありません。専務調査費もありません。ベースアップ分は議員活動の調査・研究に充当するものと解釈し、また議員のなり手不足の解消のためにもこの報酬アップは不可避と思います。これらの点から賛成いたすものでございます。

議長（原田安生君）

他に討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより議案第90号の件を「挙手」により採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いします。

<賛成者 6名>

議長（原田安生君）

はい、手をおろしてください。挙手多数であります。よって、議案第90号『東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 11、議案第 91 号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）について』、日程第 12、議案第 92 号『令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）について』、日程第 13、議案第 93 号『令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について』、日程第 14、議案第 94 号『令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について』、日程第 15、議案第 95 号『令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について』以上 5 案件の補正予算を一括議題とすることに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 91 号から議案第 95 号までを一括議題といたします。5 案件に対する予算内容の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは、議案第 91 号から議案第 95 号までにつきまして一括で上程させていただきます。予算書の 1 ページをお開きください。議案第 91 号 令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）について。令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和元年 12 月 17 日提出、東栄町長 村上孝治。

令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）。令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 355 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,720,618 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。繰越明許費、第 2 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 123 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正。歳入、18 款繰越金 355 千円の減、歳入合計 355 千円の減、計 4,720,618 千円。歳出、1 款議会費 29 千円、2 款総務費 2,514 千円、3 款民生費 3,624 千円の減、4 款衛生費 1,465 千円の減、5 款農林水産業費 83 千円、6 款商工費 199 千円の減、7 款土木費 107 千円、8 款消防費 68 千円、9 款教育費 2,132 千円、歳出合計 355 千円の減、計 4,720,618 千円。

次に 7 ページをお開きください。議案第 92 号 令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）について。令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和元年 12 月 17 日提出、東栄町長 村上孝治。

令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）。令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,156 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 130,344 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当

該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、4款繰越金 3,156千円の減、歳入合計 3,156千円の減、計 130,344千円。歳出、1款総務費 3,156千円の減、歳出合計 3,156千円の減、計 130,344千円。

次に11ページをお開きください。議案93号 令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について。令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和元年12月17日提出、東栄町長 村上孝治。

令和元年度公共下水道特別会計補正予算（第3号）。令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142,849千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、5款繰越金 33千円、歳入合計 33千円、計 142,849千円。歳出、1款下水道事業費 33千円、歳出合計 33千円、計 142,849千円。

次に、15ページをお開きください。議案94号 令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について。令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和元年12月17日提出、東栄町長 村上孝治。

令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,757千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、4款繰越金 44千円、歳入合計 44千円、計 27,757千円。歳出、1款農業集落排水事業費 44千円、歳出合計 44千円、計 27,757千円。

次に、19ページをお開きください。議案第95号 令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第3号）について。令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第3号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和元年12月17日提出、東栄町長 村上孝治。

令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第3号）。令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ983千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ656,516千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、5款繰入金 983千円、歳入合計 983千円、計 656,516千円。歳出、1款総務費 983千円、歳出合計 983千円、計 656,516千円。

それでは、予算説明書に基づき説明させていただきます。今回の補正予算は、人事院勸

告に基づく一般職、特別職及び議員の人件費の増額と、公共建設発生土処理場整備にかかる委託料と積立金を翌年度に繰り越すことが主なものです。人件費の給与会計による増額は、一般会計、特別会計合わせ 337 万 2,000 円で、その内訳は給料が 85 万 6,000 円、期末手当が 34 万円、勤勉手当が 165 万 1,000 円、地域手当が 2,000 円、退職手当が 14 万 8,000 円、共済費が 37 万 5,000 円です。その他の人件費は、4 月採用職員の給料及び期末勤勉手当に対する期間率が反映されなかったことなどによる減額が主なもので、一般会計・特別会計の人件費は総額で 343 万 4,000 円の減額となります。なお、議員期末手当の増額分につきましては、既予算の中で対応できるため、今回の補正予算には計上しません。一般会計及び特別会計の予算につきましては、人件費の補正だけでありますので、個別の説明は省略させていただきます。

次に、予算説明書の 28 ページをお開きください。28 ページから 29 ページにつきましては、年度内に事業が完了できない公共建設発生土処理場整備事業に係る立木伐採委託料及び枝葉運搬処理委託料、また立木伐採に伴う立木売却代金の積立てについて翌年度に繰り越しをさせていただく明許費の内訳であります。

次に、一般会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の歳入は全て繰越金、医療センター特別会計の歳入は一般会計からの繰入金を充てています。以上で、一般・特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

各議案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、人件費に関わるものでありますので、全て一括で質疑を行いたいと思います。議案第 91 号から議案第 95 号までの質疑を一括して行います。「一般会計補正予算（第 6 号）」から「東栄医療センター特別会計補正予算（第 3 号）」になります。質疑はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。一般会計の補正予算説明書の 7 ページの総務管理費のうちの職員手当が減額になっております。また同 11 ページの民生費社会福祉費のうちの職員手当等、こちらも減額となっております。先ほどの人事院勧告に合わせて手当等増額するということがあったかと思っておりますので、その他たくさん減っているものがあるんですけど、その点についてご説明いただきたいと思っております。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

手当のところは数カ所減額となっておりますが、副町長の説明にもございましたが、い

ろんなケースがあります。4月採用職員の昇給の期間率あるいは賞与の期間率の反映による更正でありますとか、そういったものが多いと思います。また、給与を予算化するとき当初、できるだけ正確な職員配置、人数を積算しますが、時には人事異動の段階になりまして職員が入れ替わったりして本給あるいは手当、いろんなものに差が出てきますのでそこについては補正予算で対応したいということでございます。細かく見ていきますと、ここに資料が無いものですから、誰がどうなってどれだけ減るといのが分かりかねますが、こういったことが理由となっております。以上です。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「議長、3番」の声あり）

はい、3番。

3番（山本典式君）

個々の予算じゃないんですけども、今回の給与の改正については、特に給料について若手職員の給料アップを行っておるといような確か説明があったと思うんですけど、だいたいどのくらいの人数が対象ですか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

細かく数字の用意はございませんが、やはり1級から3級あたりの号給が低いものが給与月額の対象となっております。4級、5級、6級の号給が高い職員につきましては、月額の給与改定はございません。すみません、人数の方が何人というのが用意してありませんので、申し訳ありません。

議長（原田安生君）

よろしいですか。その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第91号から議案第95号までの質疑を打ち切ります。

本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより議案ごとに採決をいたします。

はじめに議案第91号の件を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決す

るに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 91 号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）について』の件は、可決されました。

議長（原田安生君）

次に、議案第 92 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 92 号『令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）について』の件は、可決されました。

議長（原田安生君）

次に、議案第 93 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 93 号『令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について』の件は、可決されました。

議長（原田安生君）

次に、議案第 94 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 94 号『令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について』の件は、可決されました。

議長（原田安生君）

次に議案第 95 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 95 号『令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 3 号）について』の件は、可決されました。

継続審査

議長（原田安生君）

次に、日程第 16、『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』の件を議題といたします。議会運営委員長から、次期定例会の会期日程等、議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第 73 条の規定により、「閉会中の継続審査」に付することに、ご異議はございませんか。

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに、決しました。

閉 会

議長（原田安生君）

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。会期中、皆様方のご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、『令和元年第 4 回東栄町議会定例会』を閉会いたします。

<閉 会 11:39>

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長

署名議員

署名議員
